

公益社団法人日本水環境学会九州沖縄支部表彰規定

改定

2021年4月1日

第1章 総則

第1条 本支部に学術賞、水環境貢献賞、学術奨励賞、功労賞および特別功労賞を設ける。

第2条 表彰は支部総会において行う。

第3条 学術賞、水環境貢献賞、学術奨励賞、功労賞および特別功労賞は賞状および副賞とする。

第4条 支部会員は学術賞候補者、水環境貢献賞候補者、学術奨励賞候補者、功労賞および特別功労賞候補者を表彰委員会に推薦することができる。

2 表彰委員会の委員長および委員は支部役員会で決定し、支部長が任命する。

第5条 表彰委員会は推薦された候補者について提出された資料を検討し、学術賞候補者、水環境貢献賞候補者、学術奨励賞候補者、功労賞および特別功労賞候補者を決定し、支部長に報告する。

第6条 支部長は、前条によって報告された候補者を支部役員会に報告し、その承認を得て、学術賞、水環境貢献賞、学術奨励賞、功労賞および特別功労賞の受賞者を決定する。

第7条 第1条で定める他に、必要に応じて特別な表彰を行うことができる。

2 前号の表彰については表彰委員会が議を起し、支部長が提案し支部役員の議を経て決めるものとする。

第2章 各賞

第8条 学術賞は本支部会員にして、水環境に関する学術的成果が特に優れた個人に贈呈する。

2 学術賞の選考は学術選考委員会で行うが、本選考委員会を表彰委員が兼ねることもできることとする。

第9条 水環境貢献賞は水環境の保全・創造に関する社会活動・文化活動が特に顕著である団体または個人に贈呈する。

2 水環境貢献賞の選考は水環境貢献賞選考委員会で行うが、本選考委員会を表彰委員会がかねることができるものとする。

第10条 学術奨励賞は水環境に関する学術的研究成果が特に優れ、将来の活動が期待される満40歳未満の個人に贈呈する。

2 学術奨励賞受賞者は推薦時において本支部会員（学生会員、国内または国際個人会員）でなければならない。

3 学術奨励賞の選考は学術奨励賞選考会で行うが、本選考委員会を表彰委員会が兼ねることができる。

第 11 条 功労賞は本支部の運営に著しく貢献した団体または個人に贈呈する。

2 功労賞の選考は功労賞選考委員会で行うが、本選考委員会を表彰委員会が兼ねることができるものとする。

第 12 条 特別功労賞は、本支部活動の発展または運営に対し、特に顕著な功労があった団体または個人に贈呈する。

2 特別功労賞の選考は特別功労賞選考委員会で行うが、本選考委員会を表彰委員会が兼ねることができるものとする。